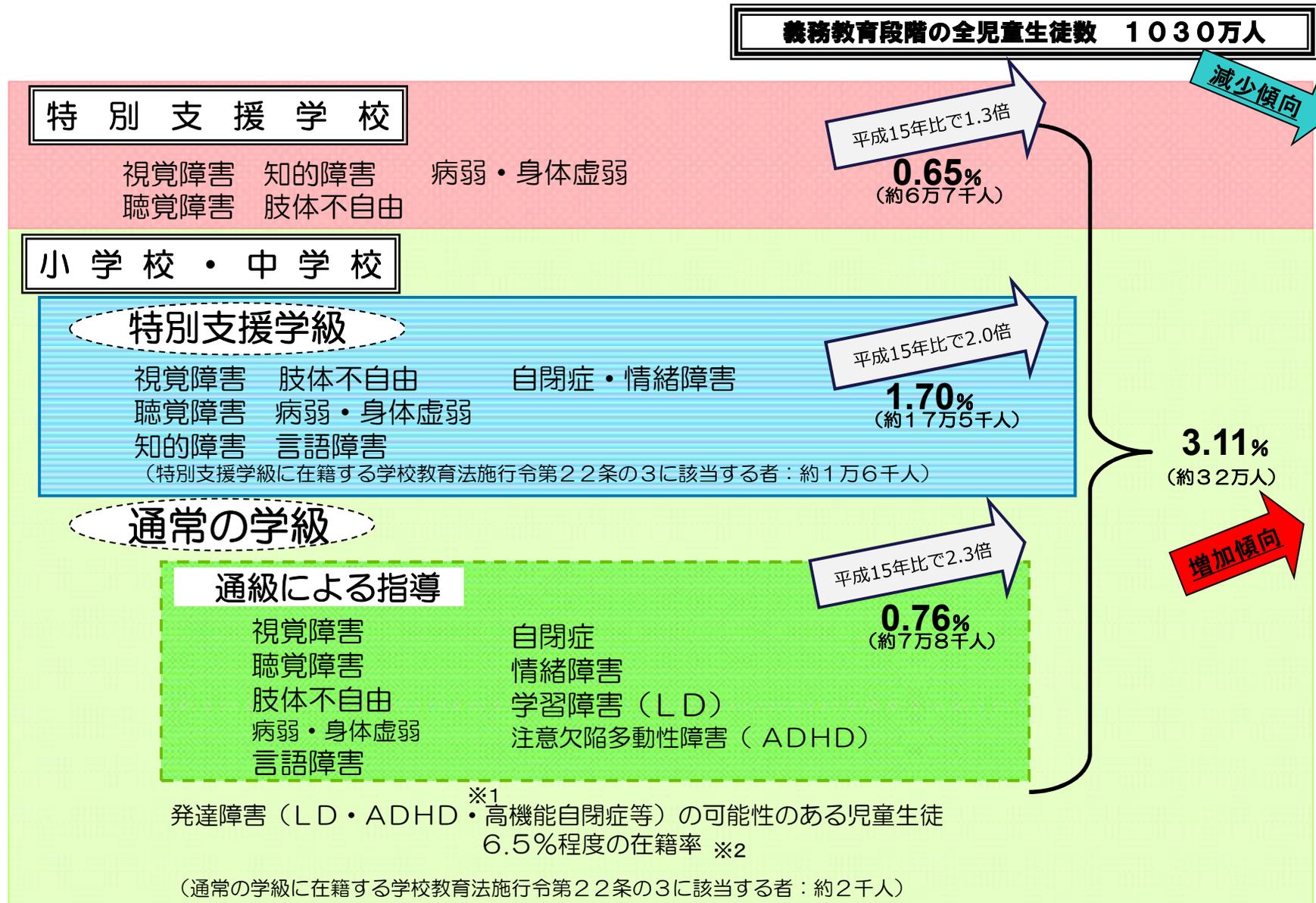


# 特別支援教育の現状と課題

1. 特別支援教育の現状	1.
2. 障害者の権利に関する条約への対応	13.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

# 1. 特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～



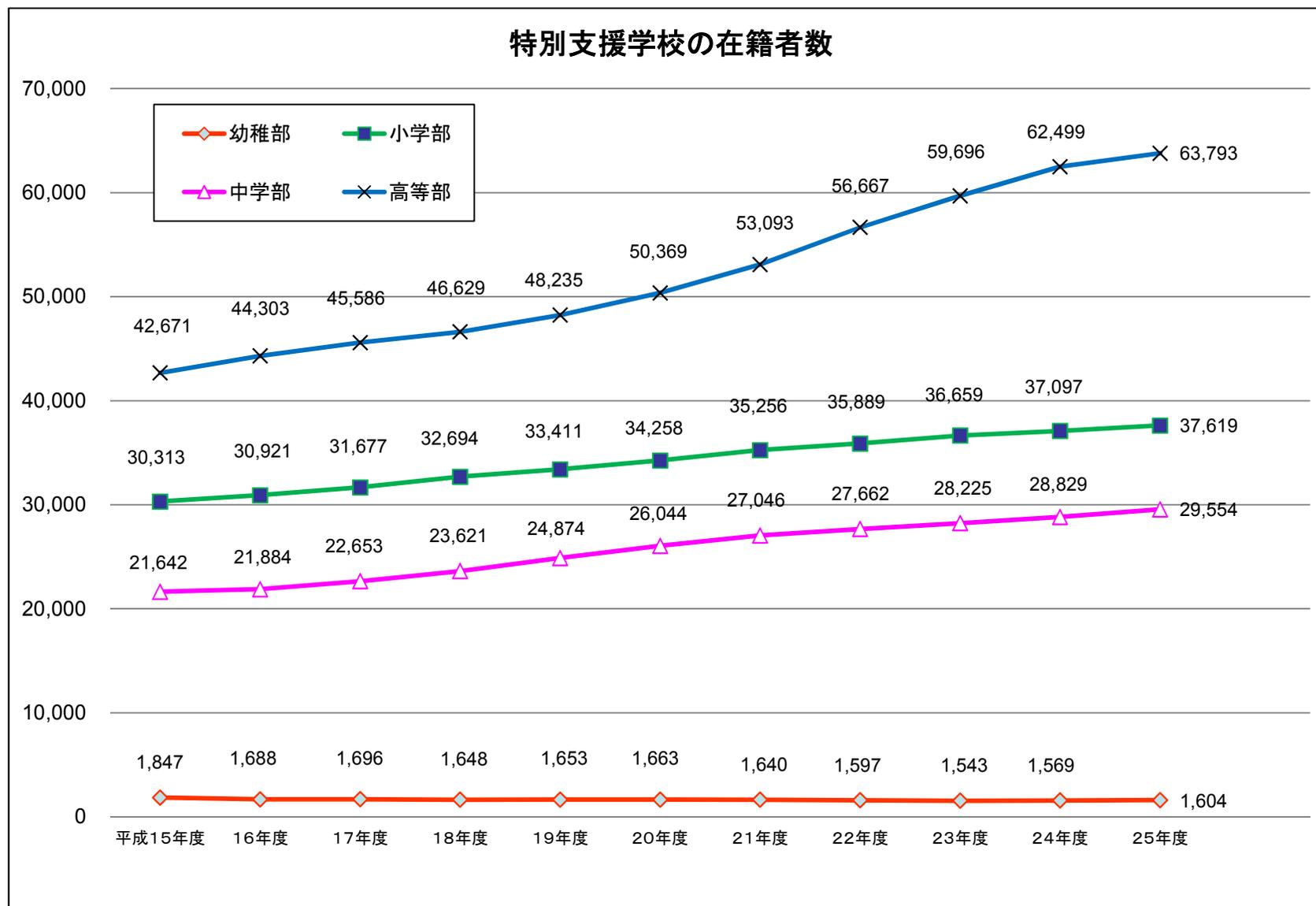
※1 LD(Learning Disabilities): 学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成25年5月1日現在)

# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～

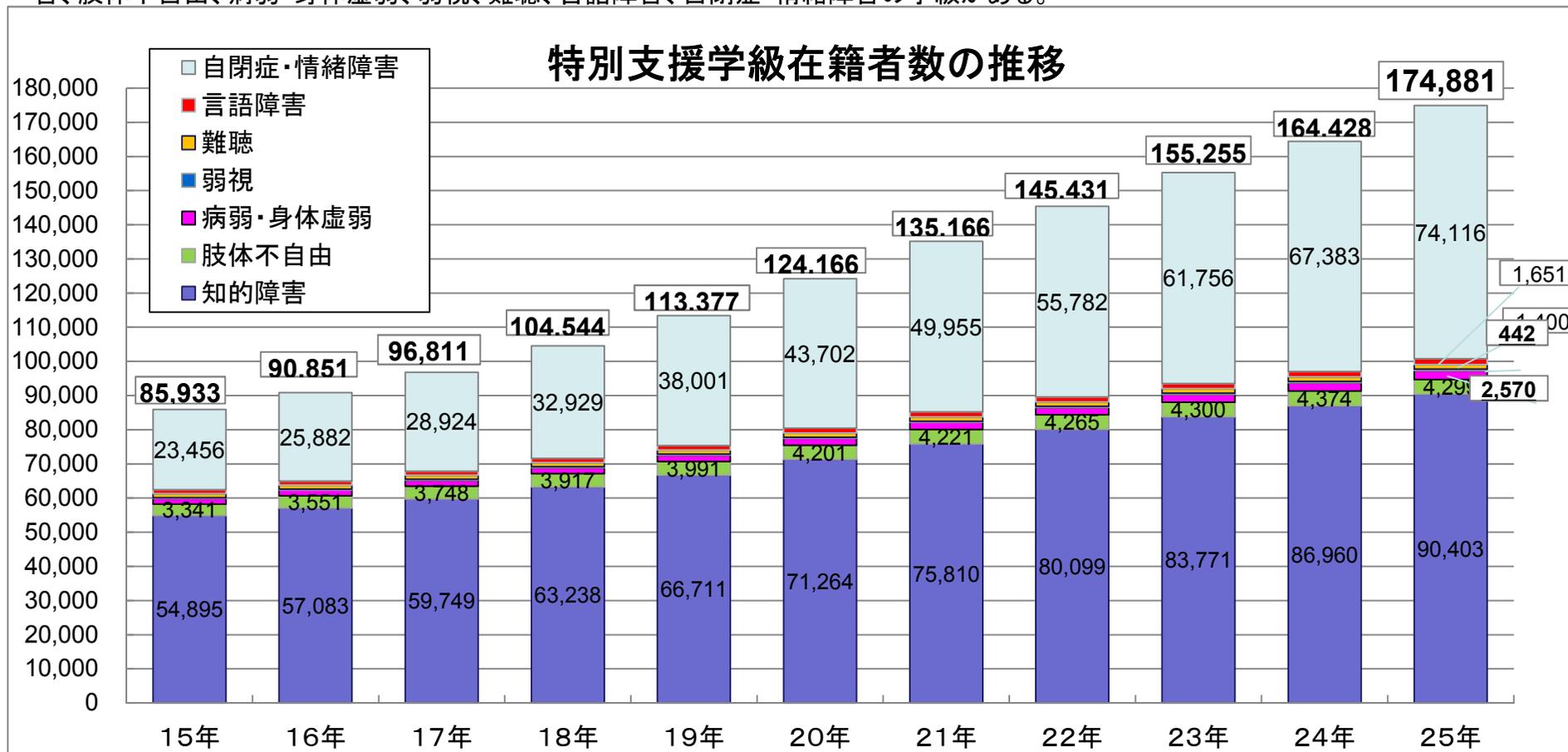
●特別支援学校の在籍者数は平成15年度比で1.3倍に増加。特に高等部が増加している。



# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成25年5月1日現在)～

## ●特別支援学級の在籍者数は平成15年度比で2倍に増加している。

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

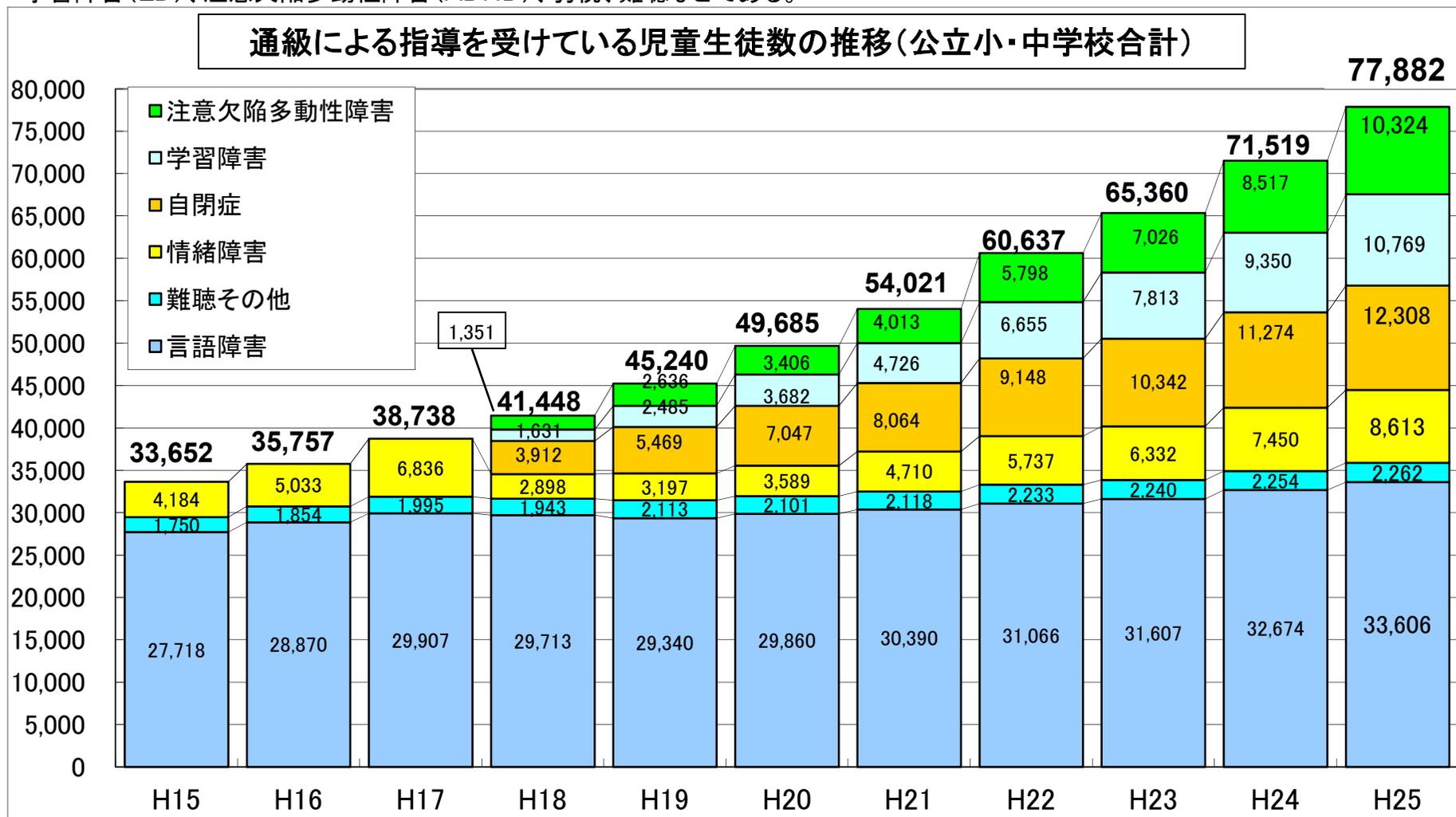


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,912	2,706	1,488	365	888	562	19,822	49,743
在籍者数	90,403	4,299	2,570	442	1,400	1,651	74,116	174,881

# 1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成25年5月1日現在)～

●通級による指導を受けている児童生徒数は平成15年度比で2.3倍に増加している。

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※各年度5月1日現在      ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定  
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

# 1. 特別支援教育の現状 公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）

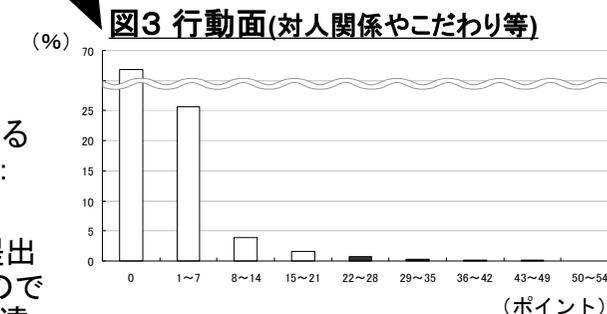
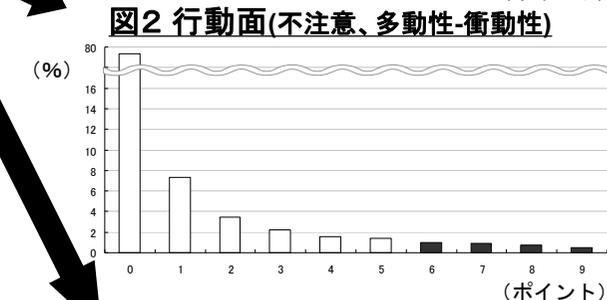
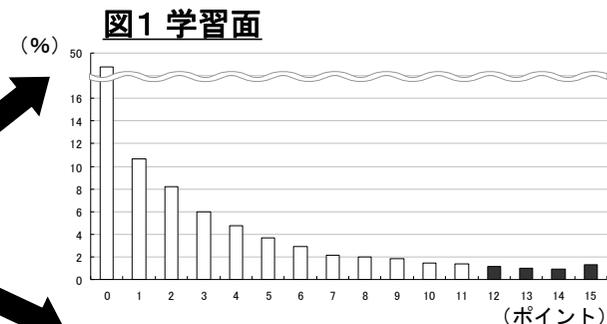
平成24年12月公表（文部科学省調査）

## ●公立小中学校の通常の学級に在籍している発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%。

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
<b>学習面又は行動面で著しい困難を示す</b>	<b>6.5%（6.2%～6.8%）</b>
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

# 1. 特別支援教育の現状

## 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要

(平成21年3月時点)

### 【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

### 【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

### 【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

一 課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合一

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

# 1. 特別支援教育の現状

## 特別支援学校中学部及び中学校卒業者の状況－国・公・私立計－

●特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業者の約3分の1が高校等に進学している。

【平成25年3月卒業者】

区分	卒業者 A	進学者				教育訓練機関等入学者					就職者		社会福祉施設等入所・通所者		その他		
		高校等 人	高等部 人	計 人	B/A %	専修 学校 人	各種 学校 人	職業 能力 開発 人	計 人	C/A %	D 人	D/A %	E 人	E/A %	F 人	F/A %	
特別支援学校	視覚障害	197	4	193	197	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	聴覚障害	507	34	472	506	99.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.2
	知的障害	6,957	25	6,812	6,837	98.3	1	1	—	2	0.0	1	0.01	61	0.9	56	0.8
	肢体不自由	1,532	24	1,487	1,511	98.6	—	—	—	—	—	—	—	8	0.5	13	0.8
	病弱	375	141	202	343	91.5	7	2	1	10	2.7	—	—	10	2.7	12	3.2
	計	9,568	228	9,166	9,394	98.2	8	3	1	12	0.1	1	0.01	79	0.8	82	0.9
中学校	中学校全体	1,185,054	1,153,930	11,800	1,165,730	98.4	4,078	573	4,651	0.4	4,155	0.35			10,518	0.9	
	うち、中学校特別支援学級	15,993	4,565	10,425	14,990	93.7	325	66	391	2.4	119	0.7			493	3.1	

- ※ ①高校等…高等学校、中等教育学校後期課程の本科・別科及び高等専門学校
- ③職業能力開発…職業能力開発校、障害者職業能力開発校等
- ⑤中学校特別支援学級卒業者その他には、社会福祉施設等入所・通所者を含む。

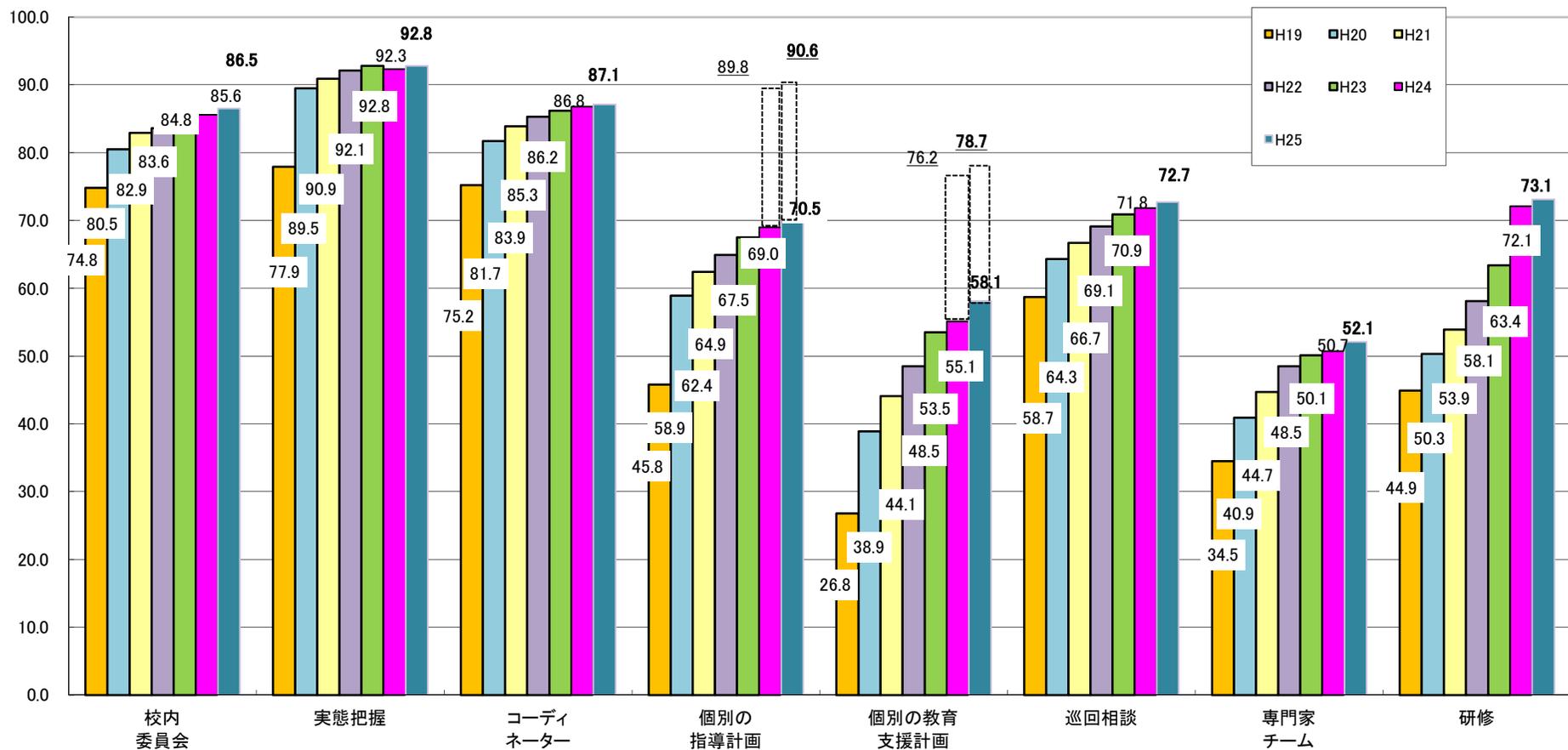
- ②高等部…特別支援学校高等部本科・別科
- ④社会福祉施設等入所・通所者…児童福祉施設、障害支援施設等、更正施設、授産施設、医療機関
- ⑥四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない。

# 1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

## 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～25年度)

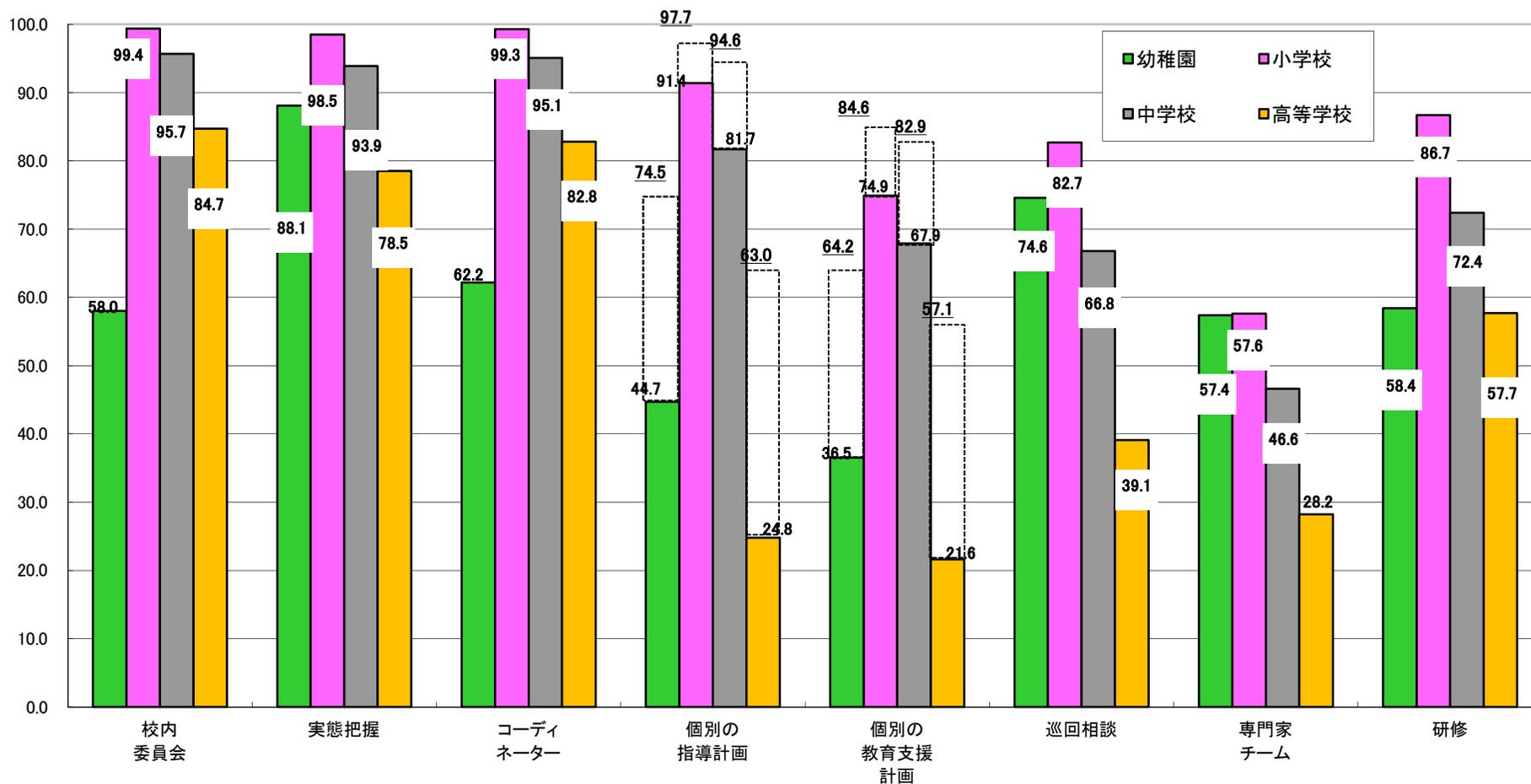


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

# 1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は課題である。

国公私立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校学習指導要領（H21.3告示）の概要～

## 【1. 教育のねらい】

- 小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、児童生徒等の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

## 【2. 教育課程の編成】

- (1) 小・中学校等に準じた各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を加えて編成。
- (2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科等
  - ・ 知的障害の児童生徒に応じた教育を行うため、小・中学校等とは異なる独自の教科を設定（小学部の「生活科」、中学部の「職業・家庭」など）。
  - ・ 内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示す。
  - ・ 各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせた「各教科等を合わせた指導」（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）が可能。
- (3) 重複障害者等の教育課程の取扱い
  - ・ 下学年・下学部の各教科の目標・内容との代替等
  - ・ 知的障害を併せ有する場合の知的障害の各教科等との代替
  - ・ 各教科等に替えて自立活動を主とした指導
  - ・ 障害のため通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育

## 【3. 自立活動】

- (1) 内容・構成
  - ・ 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成。
  - ・ 「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の各区分ごとに示された、3～5項目の内容の中から、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じ必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定。

### <自立活動の例>

- ・ 姿勢保持や移動、食事・排泄、衣服の着脱などの日常生活動作の指導（肢体不自由）
- ・ 白杖を使った歩行指導、拡大読書器・弱視レンズ等の視覚補助具の活用の指導（視覚障害）など

## 【4. 一人一人の障害の状態等に応じた指導】

- ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成。

## 【5. 交流及び共同学習の推進】

- ・ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進。

# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校学習指導要領(平成21年)～

## 【改訂のポイント】(特別支援学校学習指導要領)

1. 今回の改訂の  
基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校  
及び高等学校の教育課程  
の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多  
様化に対応し、一人一人  
に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進す  
るため、職業教育等を充  
実

## 2. 主な 改善 事項

### 障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

### 一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

### 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

### 交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

# 1. 特別支援教育の現状 ～幼稚園教育要領（平成20年）、 小・中・高等学校学習指導要領（平成20年、平成21年）～

【改訂のポイント】（幼稚園教育要領及び小・中・高等学校学習指導要領の特別支援教育関係）

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

＜小学校学習指導要領＞（※幼稚園、中学校、高等学校も同様）

## 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

## ＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

### 第3章 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(12) ～(省略)～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者の権利に関する条約(教育関係)～

### 目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

### 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効  
(この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

### 教育部分(第24条)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)** 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) **個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。**
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者基本法の改正(平成23年8月)～

### 経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 障害者基本法改正
- 平成23年3月 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月 障害者基本法案閣議決定
- 平成23年7月 衆議院で一部修正の上、可決 → 参議院で可決・成立
- 平成23年8月 障害者基本法改正(公布・施行)

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

### 教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。斜字部は衆議院一部修正)  
(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法  
第4条

基本原則  
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### I. 差別を解消するための措置

具体化

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務  
努力義務

#### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ （主務大臣が）事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

### 内 容

#### 1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

#### 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

#### 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

#### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

#### 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

### 中教審初中分科会報告概要①(インクルーシブ教育システムについて)

○ 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

## 中教審初中分科会報告概要①(インクルーシブ教育システムについて)

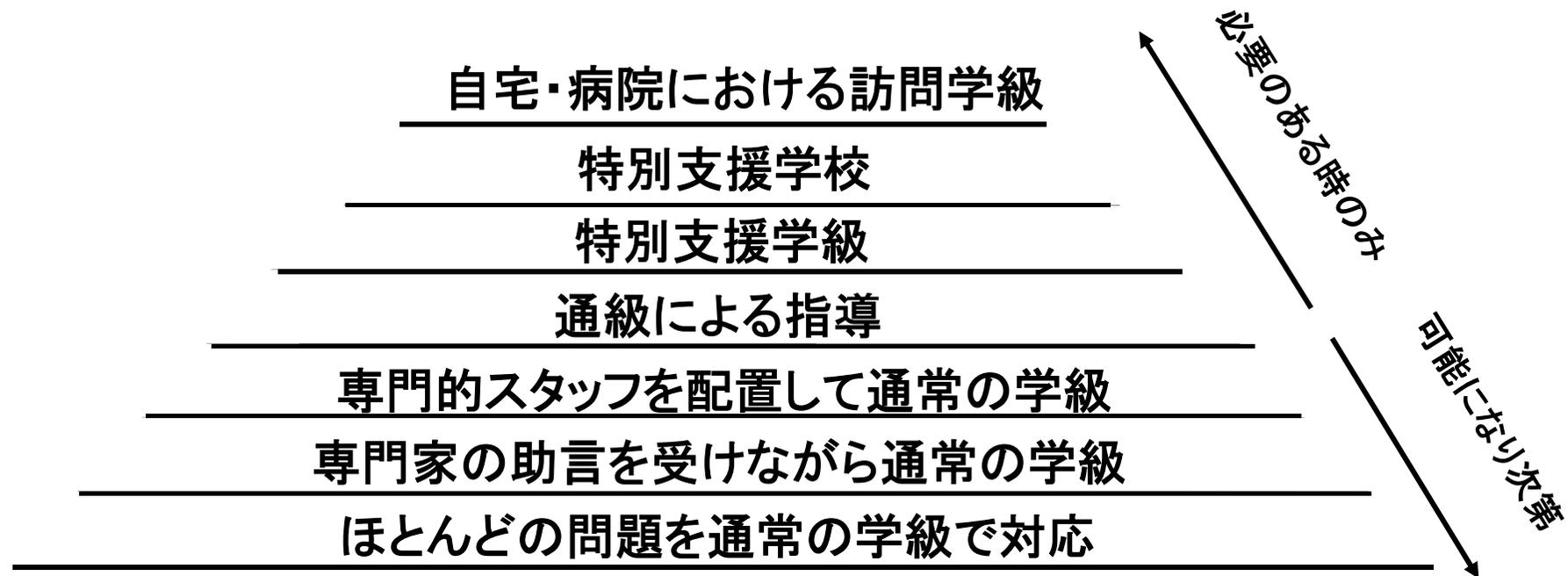
○ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子供にも、更にはすべての子供にとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

- ①障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子供に対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

# 日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



## 2. 障害者の権利に関する条約への対応～学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要～

### 1. 趣旨

中教審初中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### (1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。) について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

#### (2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

#### (3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

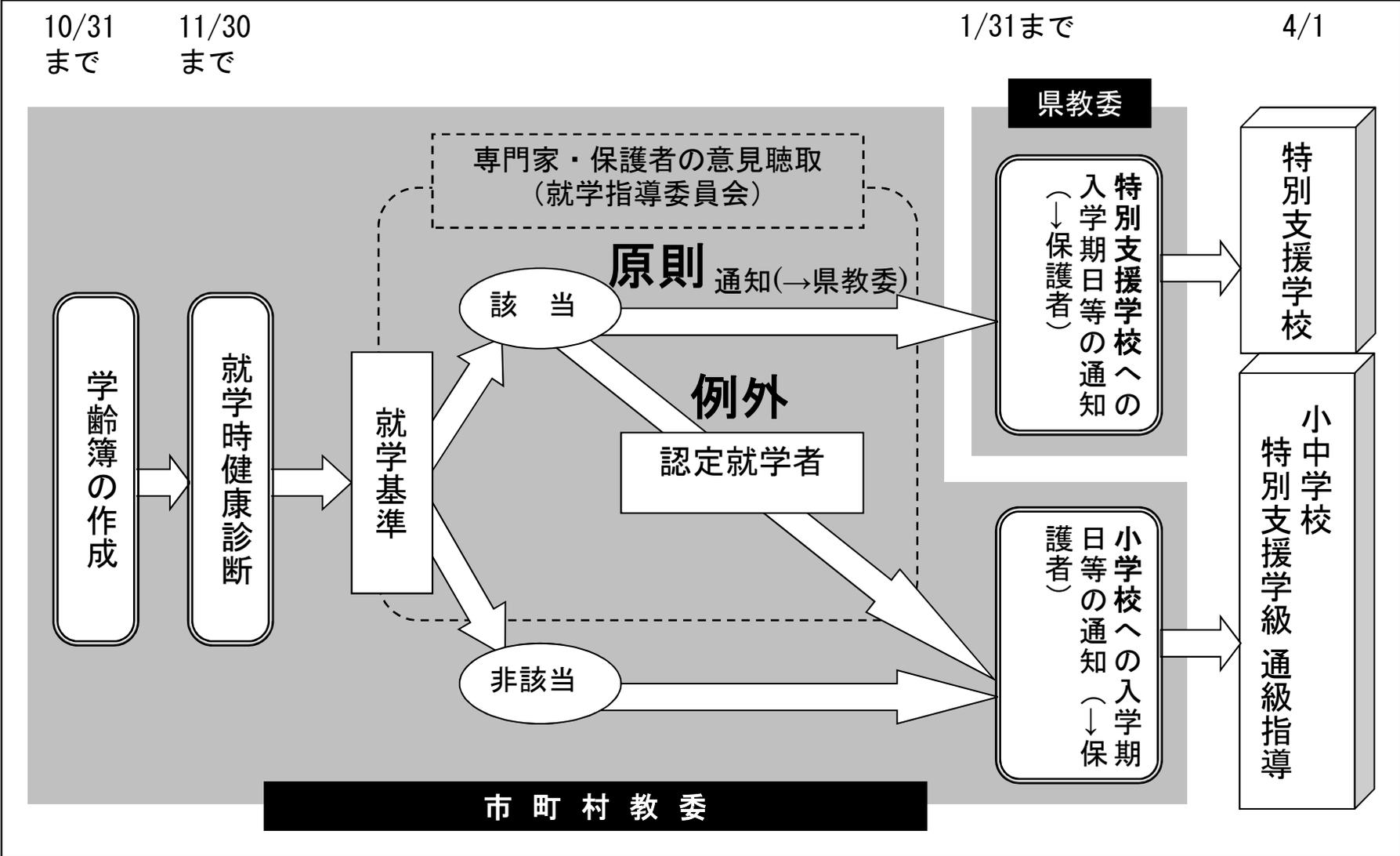
#### (4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

### 3. 施行日 平成25年9月1日

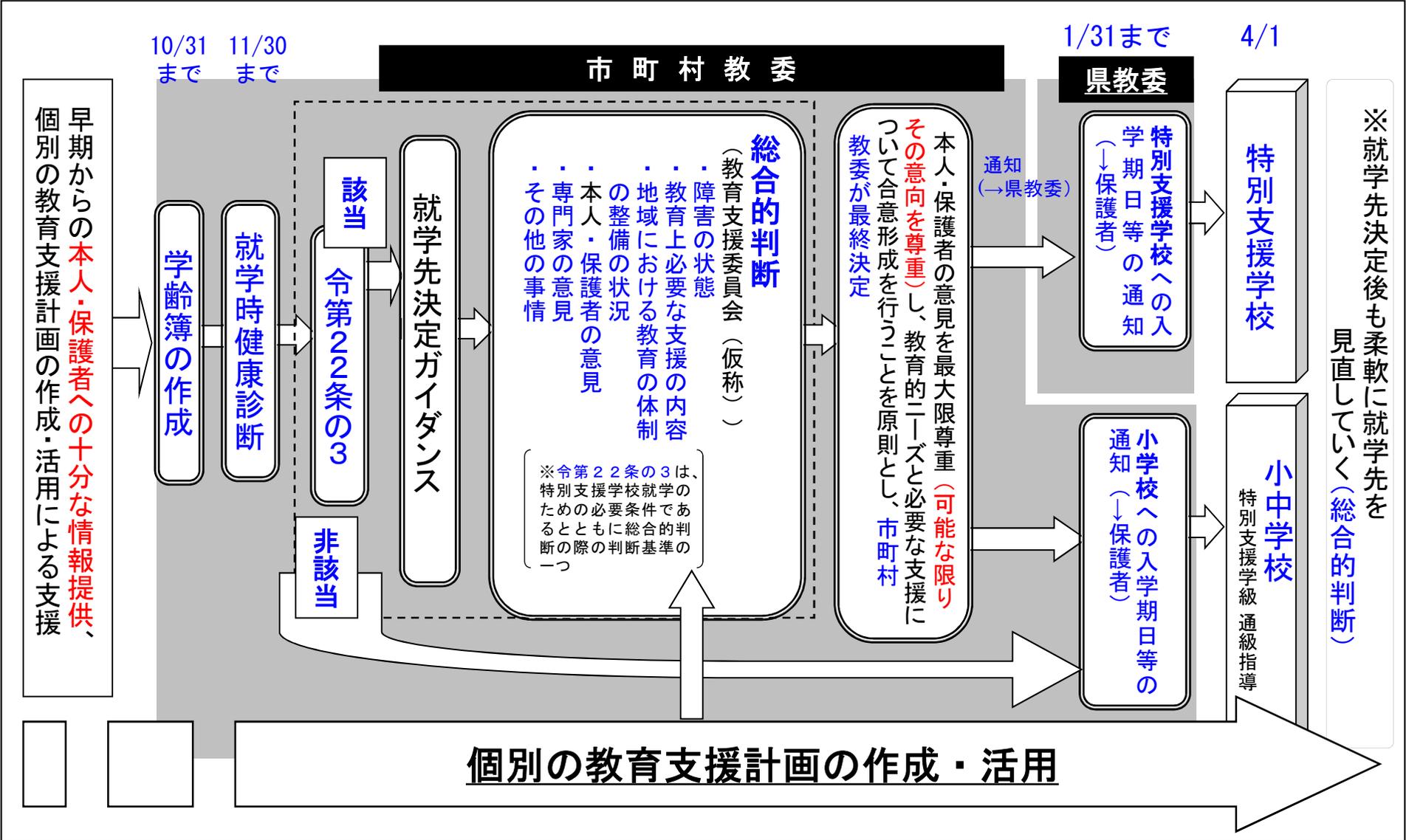
# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

## 【改正前(学校教育法施行令)】



# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



青字: 学校教育法施行令(一部 学校保健安全法施行令)、赤字: 障害者基本法、下線(黒字): H24中教審報告ほか

## 「合理的配慮」について

- 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

# 基礎的環境整備と合理的配慮

## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

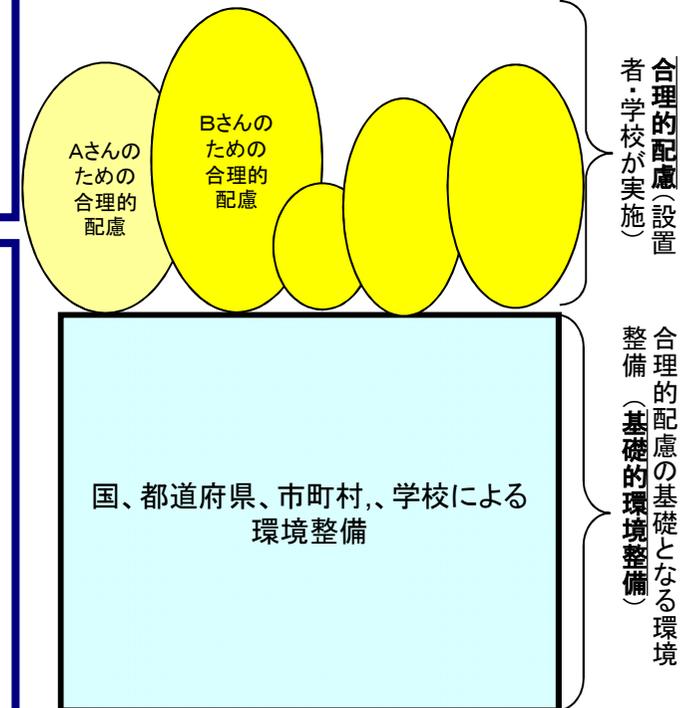
## 基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

## 学校における合理的配慮の観点

- ①教育内容・方法
  - ①-1 教育内容
    - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
    - ①-1-2 学習内容の変更・調整
  - ①-2 教育方法
    - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
    - ①-2-2 学習機会や体験の確保
    - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
  - ②-1 専門性のある指導体制の整備
  - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
  - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
  - ③-1 校内環境のバリアフリー化
  - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
  - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



## ○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮（中教審初中分科会報告より）

### (例)①-1-2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

視覚障害	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触覚の併用、体育等における安全確保 等)
聴覚障害	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等)
知的障害	知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等)
肢体不自由	上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等)
病弱	病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等)
言語障害	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導 等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等)
学習障害	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分 等)
注意欠陥多動性障害	注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする 等)

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外は提供する必要があるということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

## ○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮（中教審初中分科会報告より）

(例)①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。	
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真 等）また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等）
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所への位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等）また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等）
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等）
肢体不自由	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等）
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等）
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT機器の活用等）
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等）
重複障害	（視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等）

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外には提供する必要がないということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

### ○インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月) (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

#### ○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

##### 1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

##### 2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

##### 3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

#### 4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面  
入学、進学、転学・  
転籍、実際の学習  
場面 など



##### ○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 福音

##### ○検索項目から出力

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種     | V. 基礎的環境整備の観点     |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度  | VI. 合理的配慮の観点      |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VI. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年     |                   |

検索

実践事例  
A

実践事例  
B

実践事例  
C

